国立大学法人群馬大学大学発ベンチャー企業等から対価として取得する 株式等取扱規程

令和 6. 8. 1 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)が「国立大学法人群馬大学における大学発ベンチャーの認定及び支援に関する規程」第5条第1項に規定する「認定大学発ベンチャー」から本学の研究成果に係るライセンス供与等の対価として取得する株式等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「知的財産権」とは、国立大学法人群馬大学職務発明等規則 第2条第3項に規定する知的財産権及び国立大学法人群馬大学成果有体物取扱規程第 2条第1項に規定するものをいう。
- 2 この規程において「ライセンス供与等」とは、知的財産権の譲渡及び提供又は実施 権の設定、実施許諾及び利用許諾をいう。
- 3 この規程において「株式等」とは、株式及び新株予約権をいう。
- 4 この規程において「インサイダー取引」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25 号)第166条に規定する有価証券の取引等をいう。

(株式等の取得)

- 第3条 本学は、認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ライセンス供与等の対価を株式等で収納することができるものとする。
  - (1) 対価に相当する現金を保有していないとき。
  - (2) 対価を現金で支払うことによって、資金繰りに窮すると認められるとき。
  - (3) 対価を現金で支払うことが経営に重要な影響を及ぼすと認められるとき。
  - (4) その他対価を株式等とすることが適切な状態であると次条における審議を経て学長が認めたとき。

(審査)

- 第4条 本学は、認定大学発ベンチャーから株式等による支払いの申出を受けた場合は、 次の各号に掲げる者をもって組織する審査委員会において株式等の取得の審査を行う。
  - (1) 研究·產学連携推進機構長
  - (2) 高度研究推進·支援部門長
  - (3) 產学連携·知的財産部門長
  - (4) 産学連携·知的財産部門副部門長
  - (5) 産学連携・知的財産活用センター長
  - (6) 財務部長
  - (7) 研究推進部長
  - (8) その他審査委員会が必要と認める者
- 2 審査委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

- 3 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 審査委員会は、当該認定大学発ベンチャーの財務状況、事業計画、その他株式等の取得の妥当性を判断するために必要な事項を踏まえ、その取得の可否について審査を行う。また、必要に応じて、株式等の価値を公正かつ客観的に評価できるよう、株式等の取扱いに係る経験等を有する外部専門家の意見を活用することができる。
- 5 審査委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 6 審査委員会委員長は、第4項の審査の結果について、学長に報告する。 (取得の決定)
- 第5条 学長は、前条第6項の規定により報告された審査結果に基づき、株式等の取得の 可否について決定する。
- 2 前項の規定により株式等の取得を決定したときは、本学は、認定大学発ベンチャーと 株式等の取得について約定した契約書を締結し、株式等を取得する。

(新株予約権の行使等)

- 第6条 前条の規定により新株予約権を取得した場合、新株予約権の行使等は国立大学法 人群馬大学株式等管理規程(以下「株式等管理規程」という。)第5によるものとす る。
- 2 前項の規定により当該新株予約権を行使する場合には、第5条第2項の契約書の内容 を遵守しなければならない。
- 3 新株予約権の権利の変更、処分、放棄等を認定大学発ベンチャーから求められた場合 は、審査委員会にて審議の上、適切に対応するものとする。

(株式等の保有)

第7条 本学は、株式等管理規程第2の第2号から第4号までのいずれかに該当する場合には、前2条の規定により取得した株式等を保有することができるものとする。

(権利行使上の留意点)

- 第8条 本学は、第5条及び第6条の規定により取得した株式に基づく剰余金の配当を受ける権利等、当該認定大学発ベンチャーから経済的利益を受けることを内容とする権利について、行使することができる。
- 2 本学は、第5条及び第6条の規定により取得した株式に基づく株主総会における議決 権等、当該認定大学発ベンチャーの経営に参加し又は業務執行の監督・是正を行うこと を内容とする権利について、原則として行使しない。ただし、当該権利を行使しないこ とが当該認定大学発ベンチャーの経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる 場合その他例外的かつ緊急避難的な場合については、この限りでない。

(株式等の売却)

- 第9条 株式等の売却は、株式等管理規程第3により役員会の議を経て、学長が決定する ものとする。
- 2 本学は株式等を取得した場合、株式等管理規程第3の2号により売却するものとする。ただし、当該株式が未公開株である場合は、当該株式の公開後速やかに売却するものとする。
- 3 株式等の売却方法は、株式等管理規程第4によるものとする。

4 前2項の規定は、未公開株を公開前に売却することを妨げない。

(インサイダー取引の防止)

- 第10条 株式等の適正な売却を行うため、インサイダー取引防止責任者を置き、学長が指 名する理事又は副学長をもって充てる。
- 2 インサイダー取引防止責任者は、本学が所有する株式等を売却するときは、当該売却がインサイダー取引に該当しないことを確認するものとする。

(補償金)

第11条 ライセンス供与等の対価として株式等を取得した場合における国立大学法人群馬 大学教職員等の職務発明等に対する補償金支払細則第3条に規定する補償金について は、株式等を取得した後、その株式等を換金し収入を得た場合に支払うものとする。

(事 務)

第12条 群馬大学大学発ベンチャー企業等から対価として取得する株式等取扱に関する事務は、関係部課の協力を得て、研究推進部産学連携推進課が処理する。

(雑 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、群馬大学大学発ベンチャー企業等から対価として 取得する株式等取扱に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。